

## 未就学児の国保税(料)均等割の5割軽減について

## 1. 制度の概要

項目		国制度 未就学児均等割1/2軽減	<参考>武蔵野市制度 多子減免
施行		令和4年度	令和2年度
対象世帯	所得要件	なし	納税義務者及び国保加入者等の前年の総所得金額等の合算額が400万円以下の世帯に限る
対象児童	多子要件	なし	2子以上
	年齢	未就学児	18歳以下
軽減/減免率		50%軽減	2子50%減免、3子以降全額減免
低所得者等均等割 軽減該当の場合の 取り扱い		低所得者軽減後適応後の残りの額を更に軽減	低所得者減免と合わせて算出
	2割軽減	・残りの8割分を更に50%軽減し、 <u>対象者の負担は4割。</u>	<2子>5割減免となるように市独自に3割分を減免し、 <u>対象者の負担は5割。</u> <3子以降>全額減免となるように市独自に8割分を減免し、 <u>対象者の負担は0。</u>
	5割軽減	・残りの5割を更に50%軽減し、 <u>対象者の負担は2割5分。</u>	<2子>子育て減免と同じ割合のため、市独自の減免は行わず、 <u>対象者の負担は5割。</u> <3子以降>全額減免となるように市独自に5割分を減免し、 <u>対象者の負担は0。</u>
	7割軽減	・残りの3割分を更に50%軽減し、 <u>対象者の負担は1割5分。</u>	<2子>子育て減免の5割を超えているので市独自の減免を行わず、7割を軽減し、 <u>対象者の負担は3割。</u> <3子以降>全額減免となるように市独自に3割分を減免し、 <u>対象者の負担は0。</u>